

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部  
安全保障輸出管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、外国為替および外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、大阪学院大学および大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、国際的な平和および安全の維持ならびに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外為法およびこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供、外国に向けて行う技術の提供、非居住者もしくは特定類型該当者への技術の提供または非居住者もしくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国を仕向地として貨物を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）および外国に貨物を持ち出すことをいう。
- (4) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（以下「外為令」という。）別表の 1 から 15 までの項に定める技術をいう。
- (5) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 から 15 までの項に定める貨物をいう。
- (6) 「該非判定」とは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (7) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先や相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否

かを判断することをいう。

- (8) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、化学兵器、生物兵器またはこれらを運搬もしくは散布するためのミサイルもしくは無人航空機をいう。
- (9) 「通常兵器」とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (10) 「開発等」とは、開発、製造、使用または貯蔵をいう。
- (11) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈および運用について（昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人および法人をいう。
- (12) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人および法人をいう。
- (13) 「特定類型該当者」とは、外国為替および外国貿易法第 25 条第 1 項および外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引または行為について（平成 4 年 12 月 21 日付 4 貿局第 492 号）1(3)サ①、②または③に該当する者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (14) 「教職員等」とは、本学に就労するすべての教職員（派遣職員を含む。）、研究員をいう。
- (15) 「学生等」とは、本学に就学するすべての学生をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、教職員等および学生等が本学における教育、研究、その他の活動として行うすべての技術の提供および貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第 4 条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供および貨物の輸出等の取引は行わない。
- (2) 取引にあたっては、外為法等およびこの規程を遵守する。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理体制の整備、充実を図る。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第 5 条 本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2. 輸出管理最高責任者は、前条の基本方針に基づき、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第 6 条 本学に、安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2. 輸出管理統括責任者は、本学の輸出管理に関する業務を統括する。

(安全保障輸出管理責任者)

第 7 条 本学に、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、大学にあっては大学事務長、短期大学部にあっては短期大学部事務長をもって充てる。

2. 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者を補佐する。

(安全保障輸出管理委員会)

第 8 条 輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
  - (1) 輸出管理統括責任者
  - (2) 輸出管理責任者
  - (3) 技術の提供または貨物の輸出を行おうとする者が所属する部局等の長
  - (4) 輸出管理最高責任者が構成員として必要と認めた者
3. 委員会に委員長を置き、輸出管理統括責任者をもって充てる。
4. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
5. 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事前確認)

第 9 条 教職員等は、技術の提供または貨物の輸出を行おうとするときは、所定の「事前確認シート」に基づき、相手先、用途、特定類型該当者へ

の該当性および輸出管理統括責任者が指定する事項等について、外為法等に抵触する可能性の有無を事前に確認しなければならない。

2. 教職員等は、前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合、第 13 条に定める取引審査の手続を行わなければならない。
3. 教職員等は、第 1 項の事前確認により、取引審査の手続が不要となった場合、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第 10 条 教職員等は、当該技術または貨物について、必要な技術資料を用意し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行うものとする。

(用途確認)

第 11 条 教職員等は、当該技術または貨物の用途について、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、所定の「用途チェックシート」および「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。

(需要者確認)

第 12 条 教職員等は、当該技術または貨物の需要者について、非居住者または特定類型該当者への該当性および大量破壊兵器等または通常兵器の開発等を行っているまたは行ったことがないかを、所定の「需要者チェックシート」等を用いて確認するものとする。

(取引審査)

第 13 条 教職員等は、第 9 条に定める事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された取引を行おうとする場合は、所定の「審査票」により取引審査を依頼し、輸出管理統括責任者の承認を得なければならない。

2. 教職員等は、前項の取引審査により、承認が得られた取引について、当該技術または貨物の仕様に変更が生じたときまたは追加が生じたときは、改めて第 9 条の事前確認を行うものとする。

(許可申請)

第 14 条 輸出管理統括責任者は、前条第 1 項の取引審査の結果、経済産業大臣の許可を要すると判定したときは、外為法等に基づき許可申請するものとする。

(技術の提供管理)

第 15 条 教職員等は、技術の提供を行うときは、この規程に基づく手続が行われたことを確認しなければならない。

2. 教職員等は、前項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第 16 条 教職員等は、貨物の輸出を行うときは、この規程に基づく手続が行われたことを確認しなければならない。

2. 教職員等は、前項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
3. 教職員等は、通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を取りやめ、輸出管理責任者に報告しなければならない。
4. 輸出管理責任者は、前項の報告があったときは、輸出管理統括責任者と協議のうえ適切な措置を講じるものとする。

(文書管理)

第 17 条 教職員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図面または電磁的記録の作成にあたっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2. 教職員等は、輸出管理に係る文書、図面または電磁的記録について、技術が提供された日または貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して7年間保管しなければならない。

(報告)

第 18 条 教職員等は、外為法等またはこの規程に違反または違反のおそれがあることを知ったときは、輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2. 輸出管理責任者は、前項の通報があったときは、輸出管理統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査しその結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。
3. 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったときまたは違反したおそれのあることが判明したときには、輸出管理最高責任者に報告するとともに関係部局に対応

を指示する。また、輸出管理統括責任者は、再発防止のために必要な措置を講じる。輸出管理最高責任者は、必要に応じて関係行政機関に報告する。

(教育)

第 19 条 輸出管理責任者は、外為法等およびこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

(監査)

第 20 条 輸出管理責任者は、本学における輸出管理が外為法等およびこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うものとする。

(懲戒)

第 21 条 教職員等が故意または重大な過失によりこの規程に違反した場合には、本学の定める懲戒規程に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務の所管)

第 22 条 この規程に関する事務は、庶務課がこれを担当する。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2025年3月1日から施行する。